

&lt;1&gt; 2011年7月10日

大阪教育

昭和29年2月16日第三種郵便物認可 毎月1、11、21日発行 号外

号外  
2011.7/10

大阪教育

「君が代条例」  
学習討議資料昭和29年2月16日第3種郵便物認可／毎月  
1、11、21日発行／1部30円（組合員は組  
合費に含む）／発行・大阪教職員組合・番5  
43-0021大阪市天王寺区東高津町7-11・大  
阪府教育会館706／TEL06-6768-2330／  
FAX06-6768-2239／編集発行人・田中康  
寛／印刷・関西共同印刷所

# 民主主義の根幹を破壊し、教育をゆがめる暴挙は許されません

## 1、「数の暴力」で条例化を強行

府議会本会議でわずか20分、委員会で2時間半の審議で強行された「君が代・愛国心」強制条例。府民的な討論は全く行われず、まさに「数の暴力」で「大阪維新の会」が強行しました。条例は、府の施設に「日の丸」を常時掲揚し、府内公立学校での「君が代」斉唱時に教職員の起立・斉唱を求めるものです。

橋下知事は、さらに「職務命令に従わない公務員は懲戒免職にする」と、9月府議会に「処分条例」を提出するとしています。

なぜ今、「君が代・愛国心」を強制する『条例』なのでしょうか。

## 2、「目的」は、子どもと府民の内心の支配

「強制条例」は、教職員にどまらない、府民全体の内心の自由を侵害する、極めて重大な問題をもっています。橋下知事は「公務員は、ルールを守るのが当然」と主張して、条例の問題を服務問題に見せよつじじいますが、真の目的は、そ

こにはありません。条例は、第1条に、条例の「目的」を記し、そこにはつきりと述べています。「府民、とりわけ次代を担う子どもが…『我が国と郷土を愛する意識の高揚に資すること』」を目的とする。府民と子どもに、愛国心を押しつけ、その高揚をはかることが目的であると、明確に述べています。教職員に「日の丸・君が代」を強制し、府民と子どもに愛国心を押しつけていく、ここに真のねらいがあります。

## 3、「条例で強制はおかしい」という声を

國を愛するかどうかは、國民一人ひとりが考え、決める」とあります。条例で無理やり押しつけ、「意識の高揚」を押しつけるものでは、ありません。教育をゆがめ、教職員として子どもと府民の、内心の自由の侵害につながる、全くの憲法違反です。ここにその不當なねらいと本質を明づかにし、条例の撤回・阻止へ、幅広い府民的討論と共同を広げていくことを呼びかけます。

### （マスコミや各方面から批判の声が）

- 朝日新聞「社説」：「式典を厳粛に運ぶことに異議はない・しかし、条例と処分による厳粛は、教育の場に何をもたらすのか。殺伐とした空氣の寄せ寄せるのは子どもたちである」（6/28）
- 毎日新聞「記者の目」：「個人の思想に関わる問題を、知事の強い指揮の下、条例や厳しい処分で片付けることが本当に民主的なだらうか。」
- 野中広務元官房長官：「一色に染まる社会は嫌だねえ」「起立せなんだら処罰する」なんてやり方は権力者のおごり」「教職員を処分してなんだ

従わせようというのは、国旗・国歌法の制定に尽力した者として残念で

- 尾木直樹さん：「そもそも、政治は教育に口を出すべきじゃない」（6/28・朝日）
- 宇都宮健児日本弁護士会会長：「時代錯誤の主張。表現の自由は民主主義の基本。まるで北朝鮮で、国際社会からの批判は必死だ」（5/18）
- 中本和洋大阪弁護士会会长：「当会は、思想及び良心の自由等の基本的人権の保障に加え、教育の内容および方法に対する公権力の介入・憲法上の要請に違反するもの」（5/26・会長声明）
- 中本和洋大阪弁護士会会长：「当会は、思想及び良心の自由の重要性についてならぬ」（6/10）
- 野中広務元官房長官：「一色に染まる社会は嫌だねえ」「起立せなんだら

# 大阪教職員組合

2011年7月10日

大阪教育

昭和29年2月16日第三種郵便物認可

毎月1、11、21日発行 号外&lt;2&gt;

1

# 「条例」で強制化する法的根拠はどこにもない

## — 内心の自由を侵害する憲法違反に —

### 1、「国旗・国歌法」には、義務や罰則が、いっさいない

「国旗・国歌法」は、「1、国旗は日章旗とする」、「2、国歌は君が代とする」という2条だけで、国民に掲揚や斉唱を義務付ける条項や罰則は、いっさいありません。それは制定時の1999年の国会審議の中で、「国民への義務づけや強制はしない」という確認・合意がされたためです。

### 2、憲法と内心の自由を守ることと、公務員の義務

橋下知事は「ルールを守るのが当然」と主張しますが最高の法規は憲法です。知事をはじめ、すべての公務員は「憲法を尊重し擁護する義務」(憲法99条)を負っています。とくに教育公務員は、憲法を遵守する「誓約書」にも署名しており、憲法を遵守し、「不当な支配」に服することなく、全体の奉仕者として、父母・府民に直接に責任を負って、誠実かつ公正に職務を執行することが、第一義的な義務です。

日本国憲法は、第19条で「思想および良心の自由は、これを侵してはならない」と個人の思想信条の自由を明確に保障しています。

戦前、治安維持法によりこれらの自由が奪われ、侵略戦争が推進されたことから基本的人権の重要な構成要素とされています。「一人一人の国民の内心の自由を保障することなしには、個人の自立はなく、自立した個人によってこの民主主義社会は成立します。内心の自由は民主主義の基本です。



### 3、学習指導要領も義務づけはしていない

学習指導要領は、全国的な教育水準の維持と教育内容にかかる大綱的な基準をしめたものです。各学校の教育課程編成や具体的な内容・方法は、各学校の判断とされています。そのため現行学習指導要領も、「入学式や卒業式などにおいては、・・国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と記述するだけで、掲揚や斉唱などの具体的な方法は記していません。

さらに学習指導要領の表現は、「指導するものとする」という訓示規定となつており、ある法令の規定が公の機関に対して義務を課している場合に、これらの規定に違反しても行為の効力には別段の影響力のない規定(法律学小辞典)(有斐閣)です。すなわち「これに反したからといって入学式が無効になつたり、取消の対象になつたりするわけではなく」、「日の丸・君が代」がなくても、問題なく入学式・卒業式は成立するということです。このため「日の丸・君が代」に関する処分問題は、すべて職務命令違反として問われています。

こうした憲法を遵守する公務員の立場において、思想信条の自由を軽く扱うことは許されません。とくに国民の中で意見が分かれる「日の丸・君が代」問題について、これを公務員を含め、一方的に押しつけることは、国民の思想信条の自由を侵害する重大な問題となります。

&lt;3&gt; 2011年7月10日

## 2

# 国民の中でも意見が、大きく分かれる問題

## 1、国民世論が二分された 「法制化」をめぐる討論

「国民に広く定着している」ことを、政府は法制化の最大の根拠としていました。しかし短期間で国民的討論により、世論が動き、法制化反対の声が多数となっていました。国会の論戦では、「日の丸・君が代」が国旗・国歌にふさわしくなく、国民に押しつけてはならないことが明らかになりました。

がいまだ国民には定着せず、賛否が大きく分かれていることが明らかになりました。  
さらに「日の丸・君が代」の露骨なおしつけをすめた東京では、義務付けに7割以上が反対しています。

## 2、「日の丸・君が代」と侵略戦争

### (1) 「日の丸」は、 侵略戦争の旗印であった

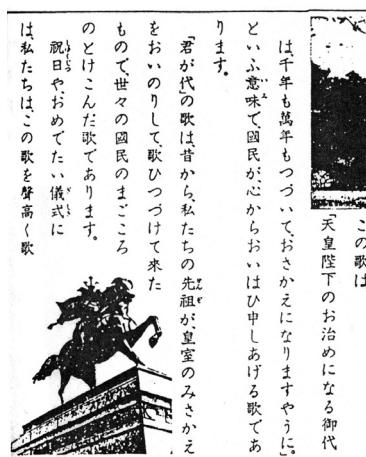
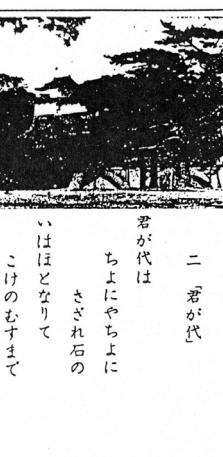
「日の丸」は、第二次世界大戦においてアジア諸国2000万人の命を奪った侵略戦争の旗印でした。「敵軍を追ひはらうて、せんりやうしたところに、まつ先に高く立てるのは、

やはり日の丸の旗です。」(初等科修身一・19)

42)。この歴史を消すことほできません。そのため国民のなかには拒絶反応をもつ部分が大きくなり、現在でも国民的な合意があるとはいえない。日本と同様、第二次世界大戦の侵略国であったドイツとイタリアでは戦後、国旗を変えており、侵略の旗印をそのまま国旗とはしていません。

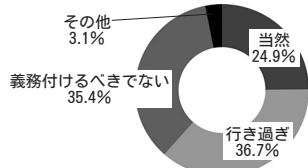
### (2) 「君が代」は、 国民主権に反する

「君が代」は、天皇の日本統治をたたえる意味で使われてきた歌であり、「国民主権」を定めた現憲法とは相容れないもののです。「この



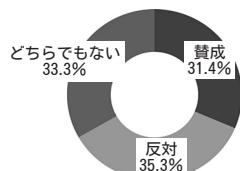
## 「日の丸・君が代」は、 いまだ国民には定着していない

<異常な押しつけが行われた東京では>  
○2004年7月5日「東京新聞」義務付けに7割以上が反対  
「都教委の日の丸・君が代の義務付け」について



○2005年6月「朝日新聞」  
「君が代斉唱時に起立しなかった教師を処分する都教委の方針に」 賛成28% 反対が61% その他11%

<最近の調査では>  
○2011年6月11~24日「週刊大阪日日新聞」調査  
「教職員への罰則規定について」



<国旗・国歌法制定時の世論調査>

○1999年8月2日 TBS/JNN  
「日の丸を法制化することに」  
— 賛成51.6% 反対47.5% その他0.9%  
「君が代を法制化することに」  
— 賛成40.8% 反対58.0% その他1.2%

○1999年7月14日「毎日新聞」  
「日の丸を今国会で法制化する」  
— 賛成43% 反対・もっと審議52% その他5%  
「君が代を今国会で法制化する」  
— 賛成36% 反対・もっと審議58% その他6%

○1999年6月30日「朝日新聞」  
「国旗・国歌法案を、今の国会で成立させる」  
— 賛成23% 議論を尽くす66% その他11%  
「君が代を今国会で法制化する」  
— 賛成47% 反対45% その他 8%

<十分国民に理解されていない>

これは今まで、・・その由来やら根拠となるべきものを十分国民の間に、あるいは家庭において、社会において、教育現場において十分理解されるような努力がある意味において怠ってきた結果、唐突にこれが世論調査の結果で十分国民に理解をされておらないところでございまして」  
(野中官房長官)

歌は、『天皇陛下のお治めになる御代は、千年も萬年もつづいて、おさかえになりますやうに。』という意味で、「戦地で兵隊さんたちが、はるかに日本へ向かつて聲をそろへて、『君が代』を歌ふ時には、思はず、涙が日にやけたほほをぬらす」(初等科修身一・1942)というように、「君が代」は「日の丸」とともに皇室教育の柱であり、アジアに対する侵略のシンボルであったことは明らかです。当然、国旗も国歌も新しいものを生みだすべきものだ、という主張もあります。

野中官房長官も、「君が代が戦争遂行に利用されたことは認めざるを得ない」「(日の丸・君が代が)アジア近隣諸国の被害を受けた方々から信任される状況にはいたっていない」と答弁しています。

2011年7月10日

大阪教育

昭和29年2月16日第三種郵便物認可

毎月1、11、21日発行 号外&lt;4&gt;

3

# 近代国家の常識――多様な意見を認める――

## 1、世界の流れと歴史に逆行

欧米諸国で、国旗・国歌を教育現場に強制している国はありません。国民にも、子どもにもおしつけないのが近代国家の常識です。その中で、日本のおしつけはぎわめて異常です。「条例」や学習指導要領で学校現場に押しつけるというのは、日本だけのやり方である。

## 2、アメリカでは、強制と罰則に違憲判決が

なぜ強制をしないのか、その理由は、アメリカでは非常に鮮明です。50年以上も前に、最高裁判所が「教育委員会が国旗への敬礼を

子どもに強制することは、「個人の権利にたいする侵犯」「良心の自由への侵犯」であり、合衆国憲法に違反するとの判決を下しました。(1942年、バーネット裁判)これは太平洋戦争の真最中、愛国心が鼓吹された時期に冷静に下されたもので、今日においても定着しています。これは近代国家の共通の良識となっています。

### 欧米では、学校に押しつける国は、どこにもありません

一橋下知事の「当たり前」は、いいかげんなウソー

<ヨーロッパ諸国>

イギリス：普通の歴史と音楽の授業で取扱い、学校行事では掲揚せず歌わない。  
オランダ：特に教育する事はない。学校行事で掲揚や歌唱という事も特にならない。  
ベルギー：国旗掲揚の義務はなく慣例もまちまち。国歌は教育されていない。  
スペイン：学校での規定はない。  
デンマーク：特別の教育はしない。普通の授業で言及。国歌は行事で殆ど歌わない。  
ノルウェー：特別な教育はしていない。両親が教えて子供はすでに歌っている。  
スウェーデン：教科書に無い。国旗は教師に一任。国歌は学校で特別に教えない。  
ギリシャ：学校での規定はない。  
イタリア：教科書には書かれず、それによる儀式は行われない。  
スイス：学校内で実際に国歌を歌う事は殆ど無い。  
ドイツ：各州の権限で決められる。  
オーストリア：国旗は学校で特に扱われない。  
ハンガリー：教科書では取り扱われていない。  
旧ユーゴ：強制はない。教科書での取扱いも学校行事での使用もなかった。

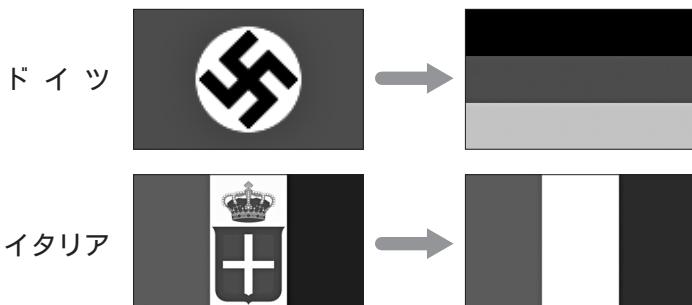
<米州・オセアニア各国>

カナダ：国旗も国歌も学校と特定の関係が見られ無い。  
アメリカ：国旗が掲揚されるが儀式強制はない。国歌は学校と特定の関係が無い。  
キューバ：国歌は学校での規定はない。  
オーストラリア：国旗を政府が提供。掲揚も国歌も各学校に委ねられている。  
ニュージーランド：学校のための統一された規準はない。  
(内閣総理大臣官房審議室および外務大臣官房儀典官室1985年作製、  
「諸外国における国旗国歌について」)

### 第2次世界大戦の侵略国の旗は

戦前

戦後



### バーネット裁判・判決結論

「もし憲法の星座に恒星があるとすれば、地位の高低を問わずいかなる公務員も政治、民族主義、宗教その他の意見においてなにが正統であるかを規定したり、市民にみずから信条を言葉や行動で告白するよう強制することはできない」ということである。

星条旗に敬礼や忠誠を強制するという地方当局の行為は、憲法で定められた地方当局の権限の限度を超えており、あらゆる公的な統制から留保されるべき合衆国憲法修正第一条の目的である知性と精神の領域を侵している。

### その後の裁判でも…

1970年 バンクス事件 フロリダ地裁判決

「国旗への宣誓式での起立拒否は、合衆国憲法で保障された権利」

1977年 マサチューセッツ州最高裁

「公立学校の教師に毎朝、始業時に行われる国旗への宣誓の際、教師が子どもを指導するよう義務づけられた州法は、合衆国憲法に

もとづく教師の権利を侵す。バーネット事件で認められた子どもの権利は、教師にも適用される。教師は、信仰と表現の自由に基づき、宣誓に対して沈黙する権利を有する。」

1977年 ニューヨーク連邦地裁

「国歌吹奏の中で、星条旗が掲揚されるとき、立とうが座っているが、個人の自由である」

1989年 最高裁判決(国旗焼却事件)

「我々は国旗への冒涜行為を罰することによって、国旗を聖化するものではない。これを罰することは、この大切な象徴が表すところの自由を損なうことになる」

1989年 最高裁判決

上院で可決された国旗規制法を却下。「国旗を床に敷いたり、踏みつけることも、表現の自由として保護されるものであり、国旗の上を歩く自由も保証される」

1990年 最高裁判決

「連邦議会が、89年秋に成立させた、国旗を焼いたりする行為を处罚する国旗法は言論の自由を定めた憲法修正第一条に違反する。」

&lt;5&gt; 2011年7月10日

4

# 教育に命令・強制はなじまない

## — 教育への政治介入は、憲法違反 —



上の自主的権限の保障は不可欠です。

### 3、一人ひとりの子どもを人間として大切にする教育へ

#### 1、二度と、戦争への道をくり返さない

戦前の教育は、「陛下の御為、皇國の為に死するを名誉」と教え、国民を戦争へとかりたてました。そして「國家有用の皇国民の鍛成を目的に、内心の自由を侵害し、愛国心を強制しました。「國家のための教育」へ、学問の自由は否定され、国策に役立つものだけが真理とされました。

そして「上官の命令は朕（天皇）の命令」といわれ、軍隊や学校では上官や教師の命令は絶対でした。疑問や批判は一切許されず、上命下服の関係が徹底されました。

このように戦前の教育は、人間を国家のた

めの手段として戦争の道具としました。戦後はこの過ちを二度とくり返さないため、個人の尊厳を大切にし、教育の目的を「人格の完成」「真理と平和を希求する人間の育成」と定めました。そして命令・強制の関係を排除しました。

#### (1) 教育委員会は、教育の自主性と中立性を保持するため

橋下知事は、教育委員会をなくそうとしています。しかし教育委員会制度は、戦前の教育が政治に支配され、侵略戦争推進の道具にされたことを反省し、教育の自主性と政治的中立性を守るため独立した行政委員会として設置されています。そのため一般行政と異な

#### (2) 教育活動に対する命令・強制が否定

戦後の学校教育法は、国民学校令の「学校長ノ命ヲ承ケ児童ノ教育ヲ掌る」から「学校長ノ命ヲ承ケ」を削除し、「教諭は、児童の教育をつかさどる」（学校教育法第37条）と定め、

学校長による個々の教員の教育内容に対する命令・強制が否定され、教員の教育権を法的に保障しています。

#### 2、教育は、真理・眞実に基づいて

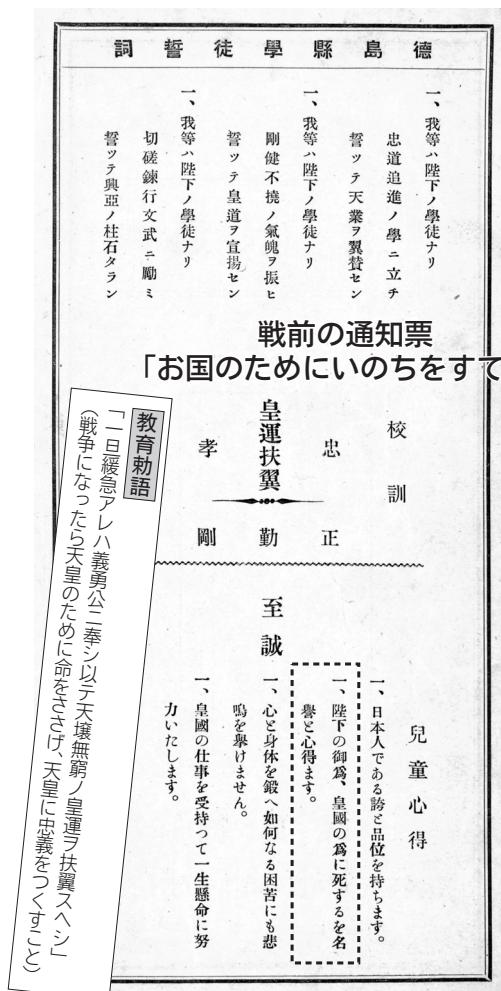
教員が子どもたちに教える内容は、

学問・研究の成果に立った真理・眞実でなければなりません。真理・眞実は、権力や多数決によって決定できません。そのため権力にも、暴力にも、金力にも左右されない自主性が不可欠となります。憲法23条はこれを「教授の自由」を含む「学問の自由」として保障しています。学問・研究の成果をふまえた教育指導をすすめていく上で、教育活動

が突然に…。最近の少年事件にみられる特徴です。競争と管理の教育は、目に見えない形で子どもを大きく包みこみ、人間的な心や本音を抑圧しています。

#### (2) 子どもの本音を大切にし、自主性と自立、自治の力を育んでいく教育を

「勉強ができる」おとなしくまじめな子」が、いま大切なのは、子どもの否定面とその裏腹に存在する肯定面を丸ごと受けとめ、子どもと心を通わせていくことです。「よい子」のおしつけではなく、子どもの本音を大切にし、子どもの自主性と自立、自治の力を育んでいくことが求められています。



### 戦前の通知表

2011年7月10日

大阪教育

昭和29年2月16日第三種郵便物認可

毎月1、11、21日発行 号外&lt;6&gt;

5

# 財界中心の強権府政の推進へ — 橋下・「大阪維新の会」の2つのねらい —

## 1、「教育は強制」 — 財界が求める人づくりへ —

橋下知事は政治と教育を一体に語り「国際社会は食うか食われるか、競争は絶対に必要だ」「子どもにはしっかり競争してもらう」と主張するなど、教育に政治的なねらいを露骨に持ち込もうとしています。

学力テスト競争、エリート育成のための進学指導特色校、習熟度別指導の推進など、一部のエリートと安上がりな労働力の育成へ、競争と選別の教育を推進しています。

に関わる教育バウチャー制など、公教育への責任放棄と「地域主権改革」の推進など、すべて財界の教育政策をそのまま具体化したものです。

### (1) うまく進んでいない 橋下「教育こわし」

しかし教育にいっそうの競争と自己責任を持ち込む、こうした「新自由主義」改革はうまく進んでいません。学力テスト競争のおしつけにはオール教育関係者から反対の声が出され、テスト結果の開示には小中学校校長の9割以上が批判しました。また超エリート校の設置に対しても府

立高校校長の7割が反対しました。このようにこの間、橋下知事がすすめてきた「教育こわし」に対して、教育現場では校長や教育委員会も含めて、批判と反対の声が大きく広がっています。

さらに2008年には、35人学級廃止反対署名を100万を超えて集約して撤回させ、その後府立学校の非常勤職員の一斉解雇反対、高校入学枠の拡大、特別休暇改悪の反対などを取り組み、たたかいの度に共同の輪を広げてきました。

### (2) 世界の流れと歴史に逆行する、 橋下「教育こわし」

橋下知事はこ

うした状況を強

權的に打開する

ため、教職員と

教育委員会を服

従させ、思い通

りに操ろうとし

ています。

そのねらいは、

教育の目的を

「人格の完成」

から、大企業と

権力のための

「人材育成」へ変

質させることで

世界では、競争教育の否定、教育費の無償化が大きな流れになっています。また日本においても貧困と格差が問題となり、人間を大切にする政治と教育が求められています。こうした世界の流れと歴史に逆行する、橋下「教育こわし」は必ず府民要求との矛盾を広げ、破綻します。

## 2、「政治は独裁」

### — 強権府政で都構想実現へ —

橋下知事は、「政治に必要なのは独裁」と語り、強権政治を公然と推し進めようとしています。5月府議会では、3つの条例を、府民的な討論を全く行わず「数の暴力」で強行しました。

とくに議員定数削減条例では、府民の多様な意見や少数意見が全く排除されます。1人区、2人区の選挙区が9割になり、「大阪維新の会」は、今回41%の得票で52%の議席が今後は61%の議席を奪い、独裁体制を強めることになります。

## 橋下知事が語る とんでもない「大阪都」構想

(1/30 豊中市での「維新の会」タウンミーティングでの知事発言から)

Q 「大阪都」つくりの目的は?

A 「世界の中の国際都市にして、世界の人、物、金を呼び込んで、大阪の企業にもうけてもらうこと」



Q 年金や医療はどうなる?

A 「知事としては、年金、医療はできません。これは国にやってもらわねば」



Q 住民サービスはどうなる?

A 「じゃあ、住民サービスは? 住民生活は? 誤解しないでください。豊中市がやる。……ちゃんとした市長を選んで、その市長に住民サービスをやれという」

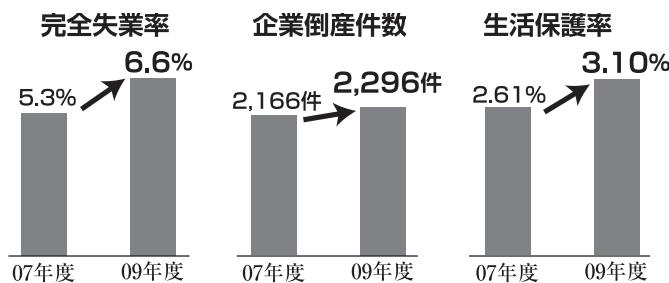
橋下知事はこ  
うした状況を強  
權的に打開する  
ため、教職員と  
教育委員会を服  
従させ、思い通  
りに操ろうとし  
ています。  
そのねらいは、  
教育の目的を  
「人格の完成」  
から、大企業と  
権力のための  
「人材育成」へ変

質させることで  
こうした状況を、橋下知事は強権政治の推進、確立によって、府民を、府議会と行政から徹底して遠ざけ、突破していくとしています。今こそ、大阪における民主主義を守るために、たたかいとして、強権政治を許さない幅広い共同を広げ取り組んでいく必要があります。

&lt;7&gt; 2011年7月10日

府民の目をそらす  
全国最低の実態

1、府民のくらしと営業は、悪くなる一方



2、生活条件、教育条件も悪くなる一方

住民税は一人あたり全国4位なのに

## くらしや教育は全国最低レベルに

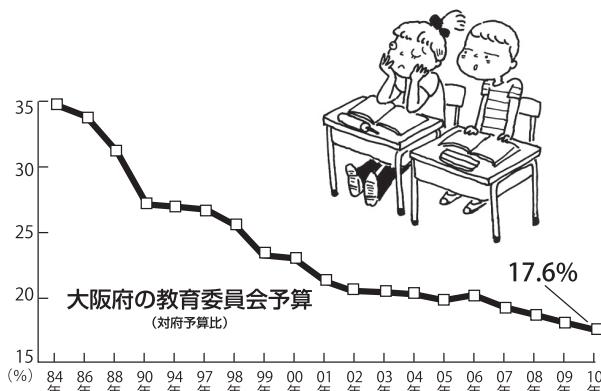
## 教育条件

- 人口1人当たりの教育費……………全国42位
- 1人当たりの学校費……………小:43位、中:45位
- 教員1人当たりの児童生徒数………小:44位、中:43位

## 生活条件の厳しさ

- 生活保護の受給率……………全国1位、平均の2倍
- 就学援助の受給率…全国1位、平均の2倍、4人に1人
- 年収200万円以下の世帯が2割を超える

3、減らされ続ける教育予算



橋下知事が、この3年間で府民のために、とりくんで実現した成果や実績は、何もありません。財界のために尽くしただけです。そのため府民のくらしと雇用、営業は、悪くなっています。そこで橋下知事は、毎日のようにマスコミに登場し、世論を誘導して本質を隠し、まやかしの争点を造り出しながら、府としています。「君が代強制条例」も、「公務員・

教職員が悪い」、「教育委員会が悪い」と府民の目をそらし、知事としての責任を覆い隠すねらいがあります。

私たちが、こうした目くらましを許さず、実像を明らかにし、切実な要求実現の展望を示していくば、必ず、府政を転換することができます。ここにしっかりと確信をもち、府民宣伝と対話に意気高くとりくみ、共同を大きく広げていきましょう。

# 今、大阪府政と教育に求められていること

## — 橋下知事は、悪くしただけ —

2、子ども・父母、府民の願いを受けとめる府政・教育行政の実現を

(1) 今、府政に求められているのは

今、府政に求められているのは「独裁政治」ではなく、厳しい生活を強いられている府民の切実な声をしっかりと受けとめ、府民の安全・安心なくらしと雇用、営業を保障していくことです。橋下知事はこの3年間、福祉や医療、教育、

すべての大型開発事業を継続してきました。その結果、大阪府では大企業のみが優遇され、府民に痛みと犠牲が押しつけられ、貧困と格差が大きく拡大しています。今、府政に求められているのは、冷え込んだ府民のくらしと営業を直接にあたため、大阪経済を活性化させていくことです。

文化など府民生活に関する予算を大幅に削減しました。一方、関西財界に対しては満額回答でこたえ、大阪湾ベイエリア開発をはじめ、府政に求められているのは、冷え込んだ府民のくらしと営業を直接にあたため、大阪経済を活性化させていくことです。

(2) 今、教育に求められているのは

今、求められているのは、知事のための強制教育ではなく、教育の主権者である父母・府民の切実な願いと声を受けとめることです。

大阪の教育条件は全国最低レベルのままです。それは橋下知事が「教育日本一」と主張しながら、実際にはこの3年間で教育予算を583億円も削つてきただことにあります。とにかく「安上がりの教育」ということで、正規の教員を雇わずに、非正規の教員を次々と増やしてきたために、待機の教員がいなくなっています。また、事態が府内各地に広がっています。しかし橋下知事は、財界が求める「競争と選別」により、授業に先生が来ないと「教育に穴」があります。教育・学校づくりへ、知事の責任放棄を許さないことを、一人ひとりの子どもを大切にする教育・学校づくりへ、教育条件全体は低下する一方です。今こそ、一人ひとりの子どもを大切にする教育・学校づくりへ、教育条件全体は低下する一方です。基本任務である教育諸条件の整備・確立を強く求めていくことが求められています。

2011年7月10日

大阪府

昭和29年2月16日第三種郵便物認可

毎月1、11、21日発行 号外&lt;8&gt;

7

# 子どもと教育を大切にする、府民が主人公の大府政の実現へ



<「日の丸・君が代」を歴史の真実に基づいて、きちんと教えよう>

—「国旗・国歌法」の国会審議における  
政府答弁—

○有馬文部大臣：「子どもたち、児童たちにたいして教育する上で、やはり戦前、戦後の歴史についてきちんと教えていかなければならないと思いますし、そういう点で教員の方たちもその歴史性をしっかり理解した上で指導していただきたいと思います。」(8/2・参議院特別委員会)  
○野中官房長官：「アジアの人を巻き込んだ戦争、原爆による多くの犠牲、沖縄の地上戦など歴史の痛みを忘れてはならない」「教育の中で正確に、日の丸の歴史と君が代が生み出されてきた歴史、また、一時期これが歪められて使われた事実、そういうものをきちんと教えることによって学校現場の教育が生かされ、それが民族のアイデンティティとなって国際的な人間としてわが国の国民が育っていくように」(同上)

<相次ぐ最高裁判決は、「条例」を合憲としたものではない>

最高裁の3つの小法廷が相次いで「起立・齊唱を命じる職務命令」を合憲と判断しました(5/30、6/6、6/21)。しかし…  
○すべての小法廷が「職務命令は、思想・良心の自由の間接的な制約となる面がある」と初めて指摘し、命令の目的や内容、制約のあり方によっては、認められない場合もあり得ることを示しています。  
○一連の判決では、命令に従わなかった教員に対する懲戒処分の適否や妥当性の判断は示されていません。そして2人の裁判官が反対意見を明らかにし、①「憲法は少数者の思想及び良心を多数者のそれと等しく尊重し、その思想及び良心の核心に反する行為を行うことを強制することは許容していない」、②「处分は慎重であるべきで、命令に違反したからといって直ちに処分すれば裁量権の乱用が問われる」と述べています。  
○合憲とした判事らからも「過度の不利益処分を背景に起立・齊唱を強制することに危惧を示す」見解や、「教育行政の担当者に『寛容の精神』を求める」意見が出されています。

1、子どもを中心に、父母・教職員が力を合わせて教育・学校づくりを

橋下知事のねらいは、父母・府民と教職員を分断しながら、財界いなりの教育おしつけをすすめることです。今こそ、子ども・父母の切実な願いをしっかりと受け止め、教育の賞みを守つていこうことが求められています。

○「日の丸・君が代」について、職場や地域で自由な論議を広げていくことが重要です。

(1) すべての教職員の共同を

①青年教職員とともに各職場での学習活動を強め、「強制条例」反対の教職員合意を大きく広げることを重視します。そして「強制条例」を許さない組合所属をこえた教職員の共同のとりくみをすすめます。そして多彩な宣伝行動などとりくみをすすめます。取りくみの中心点は、教職員、父母、府民の分断を許さず、いかに「強制条例」反対の世論と共同を広げるかにあります。

②「君が代・愛国心」強制条例は、あくまでも上位の法である憲法、国旗・国歌法に規定され、学校長、市町村教委、府教委に対する義務付けや強制力をもつものではありません。

③教職員・父母の合意の上で、「日の丸・君が代」の歴史や現在の使われ方、侵略の歴史と「日の丸・君が代」の果たした役割、アジア太平洋の人々の心情など、子どもたちの発達段階に応じて、事実に基づいて真実を教えていきます。

(2) 父母やPTAとの共同を

①「強制条例」の廃止・阻止をもとめる団体と連携し、教育と民主主義を守るためにとして、宣伝、署名、集会、学習会などにとりくみます。

②「強制条例」の廃止・阻止に向けて、府議会各会派などに向けたとりくみを強めます。

(1) 地域の平和・民主勢力との共同

①「強制条例」の廃止・阻止をもとめる団体と連携し、教育と民主主義を守るためにとして、宣伝、署名、集会、学習会などにとりくみます。

②9月府議会での「処分条例」阻止に向けて、府議会各会派などに向けたとりくみを強めます。

③地域の労組・民主団体と共同した、地教委や学校長への「強制条例」おしつけ反対の要請行動などにとりくみます。

(2) 府政の民主的な転換へ、

①地域の労組・民主団体と共同した、地教委や学校長への「強制条例」おしつけ反対の要請行動などにとりくみます。

②子どもが主人公の入学式、卒業式、学校行事をつくり上げるとりくみをすすめます。この取り組みを父母と共にすすめます。

(3) 全国的な支援と  
共同のとりくみを広げる

全教など全国的な労組、民主団体による支援、学者・文化人などのアピールなど、全国的な共同のたたかいをすすめます。